

郡山市営住宅条例施行要綱

平成10年4月1日制定
平成28年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和6年3月28日一部改正
〔建設部住宅政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市営住宅条例（平成9年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、郡山市営住宅条例施行規則（平成10年条例第1号。以下「規則」という。）及び郡山市営住宅駐車場の管理に要する要綱（平成10年3月24日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入居の決定の通知)

第2条 条例第8条第2項の規定による通知は、市営住宅入居決定通知書（様式第1号）により行うものとする。

(入替入居の承認、不承認の通知)

第3条 規則第7条第2項の規定による通知は、市営住宅入替入居承認（不承認）通知書（様式第2号）により行うものとする。

(連帯保証人変更の承認・不承認)

第4条 規則第9条第4項の規定による通知は、市営住宅入居者連帯保証人変更承認（不承認）通知書（様式第3号）により行うものとする。

第5条 削除

(連帯保証人届出免除の承認・不承認)

第5条の2 規則第11条の2第3項の規定による通知は、市営住宅入居者連帯保証人届出免除承認（不承認）通知書（様式第4号の2）により行うものとする。

(連帯保証人届出猶予の承認・不承認)

第5条の3 規則第11条の3第3項の規定による通知は、市営住宅入居者連帯保証人届出猶予承認（不承認）通知書（様式第4号の3）により行うものとする。

(入居手続き完了の通知)

第5条の4 条例第11条第5項の規定による通知は、市営住宅入居手続き完了通知書（様式第4号の4）により行うものとする。

(入居決定取消の通知)

第6条 規則第12条の規定による通知は、市営住宅入居決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

第7条 削除

第8条 削除

(収入の認定及び更正の通知)

第9条 条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知は、市営住宅入居者収入認定通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 規則第17条第4項の規定による通知は、市営住宅入居者収入更正通知書(様式第9号)により行うものとする。

(家賃等減免又は徴収猶予の承認・不承認)

第9条の2 規則第18条第3項の規定による通知は、市営住宅家賃・敷金等減免(徴収猶予)承認(不承認)通知書(様式第9号の2)により行うものとする。

第10条 規則第20条第3項の規定による通知は、市営住宅併用等承認(不承認)通知書(様式第10号)により行うものとする。

(収入超過者等の認定及び更正の通知)

第11条 条例第28条第1項の規定による通知は、市営住宅収入超過者認定通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第28条第2項の規定による通知は、市営住宅高額所得者認定通知書(様式第12号)により行うものとする。

3 規則第22条第2項の規定による通知は、市営住宅収入超過者等認定更正通知書(様式第13号)により行うものとする。

(住宅明渡しの請求の通知等)

第12条 条例第31条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定による明渡しの請求は、市営住宅明渡請求書(様式第14号)により行うものとする。

2 規則第23条第2項の規定による通知は、市営住宅明渡期限延長承認通知書(様式第15号)により行うものとする。

(社会福祉事業等の使用許可の通知)

第13条 条例第43条第2項の規定による通知は、市営住宅使用許可(不許可)通知書(様式第16号)により行うものとする。

(社会福祉事業等の使用許可取消の通知)

第14条 規則第29条の通知は、市営住宅使用許可取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

郡山市指令第 号

市営住宅入居決定通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居について、次のとおり決定しましたので通知します。

| | | |
|-----------------|-------------------|-----------------|
| 入居決定 住宅 | 所在地 | |
| | 市営住宅 名住宅番 号 | |
| | 家賃 | 月額 円（ 年 月～ 年 月） |
| | 敷金 | 円 |
| 行わなければならない入居の手続 | | |
| 入居手続の期限 | | |
| 指定する入居日 | | |

備考

- 1 申込書に記載された家族以外の者は、入居できません。入居家族以外の者を同居させたいときは、入居完了後に、別に市営住宅同居承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければなりません。
- 2 この通知の日から 10 日以内に入居の手続きをしないときは、入居の決定を取り消します。なお、やむを得ない事情によりこの期間内にこれらの手続をすることができないときは、当該期間内に市営住宅入居手続猶予申請書を市長に提出してください。
- 3 指定する入居日から 20 日以内に入居しないときは、入居の決定を取り消します。なお、入居の手続の猶予の承認を受けた場合には、別に入居日を指定し、通知します。
- 4 敷金は明渡しの際に還付しますが、利子はありません。
- 5 借上げによる市営住宅に入居された方については、借上げの期間が満了したときに、当該市営住宅の明渡しをしていただくこととなります。

様式第2号（第3条関係）

市営住宅入替入居承認（不承認）通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の入替入居等については、
下記の
とおり承認します（下記の理由により承認することができません）。

記

（承認の場合）

- 1 入替入居等を承認した
市営住宅の名称・住宅番号
- 2 市営住宅の構造・階
- 3 入居許可日
- 4 入居を承認する者
- 5 初年度家賃

（不承認の場合）

理 由

様式第3号（第4条関係）

市営住宅入居者連帯保証人変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の変更については、下記のとおり承認します（下記の理由により承認できないので、別の連帯保証人をたててください）。

記

様式第4号 削除

様式第4号の2（第5条の2関係）

市営住宅入居者連帯保証人届出免除承認（不承認）通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の届出免除に関する申請については、下記のとおりです。

記

様式第4号の3（第5条の3関係）

市営住宅入居者連帯保証人届出猶予承認（不承認）通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の届出猶予に関する申請については、下記のとおりです。

記

市営住宅入居手続完了通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで入居者として決定後、その入居手続について適正に行われたことを認め、下記のとおり入居を決定します。

記

| | | |
|------------|---|------------------|
| 入居決定住宅 | 所在地 | |
| | 市営住宅名 棟部屋番号 | 市営住宅号 |
| | 家賃 | 月額 円（ 年 月 ～ 年 月） |
| | 敷金 | 入居時家賃の3か月分 円 |
| 住宅の名義人となる者 | | |
| 指定する入居日 | | |
| 入居の期限 | | |
| 連帯保証人 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 連帯保証極度額 | 入居時家賃の9か月分 円 |
| その他 | この通知の日以後であっても、正当な理由によらないで入居の期限までに入居しないときは、入居の決定を取り消します。 | |

様式第5号（第6条関係）
郡山市指令第 号

市営住宅入居決定取消通知書

住 所
氏 名

年 月 日付けで決定した下記市営住宅の入居決定については、
下記の理由により取り消します。

年 月 日

郡山市長

記

- 1 入居決定の取消しをした市営住宅の名称及び住宅番号
- 2 理 由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 6 号 削除
様式第 7 号 削除

市営住宅入居者収入認定通知書

年 月 日

様

郡山市長

あなた及び同居の親族の収入について、下記1のとおり認定したので、下記2のとおり毎月の家賃の額と併せて通知します。

記

1 認定した収入の額

| 氏名 | 収入認定額 | 扶養控除額 | | | 公営住宅法でいう収入 |
|----|-------|----------------------|---|---|------------|
| | | 1 扶養親族 | 人 | | |
| | | 2 16歳以上23歳未満の扶養親族 | | | |
| | | 3 老人扶養親族 | | | |
| | | 4 寡婦(夫) | | | |
| | | 5 障害者 | | | |
| | | 6 特別障害者 | | | |
| 計 | 円 | | | 円 | 円 |

なお、この認定に対して意見があるときは、所定の用紙により意見の申立てをすることができます。

2 家賃の額（月額）

| | |
|------|---------|
| 住宅家賃 | 適用開始年月日 |
| 円 | 年 月 日 |

※ 参考

| |
|-------------|
| 近傍同種家賃額（月額） |
| 円 |

近傍同種家賃とは、あなたの住んでいる住宅と同等の民間賃貸住宅が近くにあった場合に想定される家賃の額です。

様式第9号（第9条関係）

市営住宅入居者収入更正通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申立てのあった収入の認定については、次のとおり更正したので、通知します。

| 氏名 | 収入認定額 | 扶養控除額 | | | 公営住宅法でいう収入 |
|----|-------|----------------------|---|---|------------|
| | | 1 扶養親族 | 人 | | |
| | | 2 16歳以上23歳未満の扶養親族 | | | |
| | | 3 老人扶養親族 | | | |
| | | 4 寡婦(夫) | | | |
| | | 5 障害者 | | | |
| | | 6 特別障害者 | | | |
| 計 | 円 | | | 円 | 円 |

| | | | |
|---------------|----------|-----|---|
| 市営住宅の所在及び住宅番号 | | | |
| 公営収入 | 更正前 円 | 更正後 | 円 |
| 家賃の額（月額） | 更正前 円 | 更正後 | 円 |
| 適用開始年月日 | 年 月 日 | | |

様式第9号の2（第9条の2関係）

市営住宅家賃・敷金等減免（徴収猶予）承認（不承認）通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅家賃・敷金等の減免（徴収猶予）に関する申請については、下記のとおりです。

記

市営住宅併用等承認（不承認）通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあった併用（模様替・増築）については、
下記の条件を付して承認します。（下記の理由により承認することができません）。

記

市営住宅収入超過者認定通知書

年 月 日

様

郡山市長

あなたの世帯の収入は、郡山市営住宅条例第 6 条第 3 号の金額（下記の表において「収入基準額」という。）を超えており、かつ、引き続き 3 年以上市営住宅に入居しているため、収入超過者として認定したので通知します。

ついては、同条例第 29 条の規定により市営住宅を明け渡すよう努めなければなりませんので、その旨を申し添えます。

なお、引き続き使用する場合には、下記 2 の家賃を徴収することになりますので併せてお知らせします。

記

1 収入認定の内訳

| 氏名 | 収入認定額 | 扶養控除額 | | | 公営住宅法でいう収入 |
|----|-------|----------------------|---|---|------------|
| | | 1 扶養親族 | 人 | | |
| | | 2 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族 | | | |
| | | 3 老人扶養親族 | | | |
| | | 4 寡婦(夫) | | | |
| | | 5 障害者 | | | |
| | | 6 特別障害者 | | | |
| 計 | 円 | | | 円 | 円 |

なお、この認定に対して意見があるときは、所定の用紙により意見の申立てをすることができます。

2 収入基準額及び家賃

| 収入基準額 | 住宅家賃 | 適用開始年月日 | |
|-------|------|---------|---|
| 円 | 円 | 年 | 月 |
| | 円 | 日 | |

市営住宅高額所得者認定通知書

日 年 月

（住所）
（市営住宅の名称及び住宅番号）
（氏名） 様

郡山市長

あなたの世帯の収入額は、2年間引き続き公営住宅法施行令第9条に規定する収入基準額を超えており、かつ、引き続き5年以上市営住宅に入居していることから高額所得者として認定したので通知します。

なお、高額所得者として認定された者は、郡山市営住宅条例第31条の規定により市営住宅を明け渡さなければなりませんので、その旨申し添えます。

記

| 年 度 | 収 入 額（月 額） | 高額所得者の収入基準額 |
|-----|------------|-------------|
| 年度 | 円 | 円 |
| 年度 | 円 | 円 |

備考 この認定に対して意見があるときは、所定の用紙により意見の申立てをすることができます。

様式第13号（第11条関係）

市営住宅収入超過者（高額所得者）認定更正通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申出のあった収入超過者（高額所得者）の認定については、次のとおり更正しましたので通知します。

| | | |
|--------------------|--|----------|
| 市営住宅の名称 及び住宅番号 | | |
| 収入認定額 | 更正前 円 | 更正後 円 |
| 家賃（月額） | 更正前 円 | 更正後 円 |
| 更正後の入居者 の 区分 | 収入超過者及び高額所得者以外 の入居者 ・ 収入超過者 ・ 高額所得者 | |

市営住宅明渡請求書

年 月 日

様

郡山市長

下記のとおり市営住宅の明渡しを請求する。

記

| | |
|-------------------|--------|
| 市営住宅の名称 及び住宅番号 | 市営住宅 号 |
| 住宅所在地 | |
| 住宅明渡期限 | 年 月 日 |
| 住宅明渡 請求の理由 | |

様式第15号（第12条関係）

市営住宅明渡期限延長承認通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の明渡しの期限の延長について、
下記のとおり承認します。

記

- 1 当初の明渡期限 年 月 日
- 2 延長後の明渡期限 年 月 日

第16号様式（第13条関係）

郡山市指令第 号

市営住宅使用許可（不許可）通知書

所在地

名称及び代表者氏名

様

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の使用については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

郡山市長

1 決定の区分 許可 ・ 不許可

2 許可に係る事項

(1) 市営住宅の名称及び住宅番号

(2) 住宅の所在地

(3) 住宅目的

(4) 使用開始日 年 月 日

(5) 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

(6) 使用料（月額） 円（ 年度分）

(7) 居住者の状況

| 氏 名 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 勤 務 先 等 | 収 入 |
|-----|---------|-----|---------|-----|
| | | | | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(8) 許可の条件

市営住宅の使用については、郡山市営住宅条例及び郡山市市営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく職員の指示を遵守してください。

(9) その他

3 不許可の理由

(裏面)

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

市営住宅使用許可取消通知書

所在地
名称及び代
表者氏名 様

年 月 日付けで許可した下記市営住宅の使用については、下記の理由により
取り消します。

年 月 日

郡山市長

記

理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。